

# 遊漁船・鳥取港千代地区5号岸壁乗降利用申込書

鳥取港湾事務所長 様

以下利用条件を承知の上、鳥取港千代地区5号岸壁の乗降利用を申し込みます。

記入日	利用予定期間	利用予定時間	船名	利用者名	連絡先(電話番号)

## 【利用条件】

### 1 乗降場所 千代地区5号岸壁(6号岸壁側から数えて4番目の係船曲柱付近まで)

- ※1 乗降利用のための一時的な接岸であり、長時間または継続的な係留は認められません。
- ※2 同一日の同一時間帯に複数の利用希望があった場合でも、鳥取港湾事務所で接岸順の調整は行いません(利用者がお互いに譲り合って使用してください。)

### 2 利用可能期間 令和5年5月31日まで

- ※ 上記期間中でも、許可船舶の係留時や岸壁の工事施工のため利用できない場合があります。この場合、6号岸壁の一部(5号岸壁側)に空きスペースがあれば、同様に使用して差し支えありませんが、これらの岸壁がすべて使えない期間もあることを予めご承知ください。
- 令和3年度、5号岸壁において、防舷材及び岸壁コンクリート欠損部の補修を行いますので、この工事期間は利用できない場合があります。また、その際、個人で設置した緩衝材があれば撤去していただくことが必要となります。

### 3 車両の駐車等

- (1) 岸壁エプロンの野積場側に駐車してください(長期間の駐車はやめてください。)
- (2) 停車後、速やかにエンジンを停止してください。
- (3) 特に夜間は、大きな声での会話は控え、車のドアは静かに開閉してください。また、ヘッドライトを対岸住宅地に向けて照射するなど、住民の就寝を妨げる行為は慎んでください。
- (4) トイレ以外の場所で用を足さないでください。
- (5) ごみは必ず持ち帰ってください。

受付印

確認者